

第6節 低所得者の福祉

1 生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に必要な資金の貸付けと相談支援を行い、世帯の経済的自立と生活意欲の助長・促進を図ります。

[生活福祉資金の貸付内容] ※貸付にあたっては、千葉県社会福祉協議会の審査があります。

| 資金種類 | | 貸付用途・要件 | 貸付限度額 | 据置期間・ 償還期限 (据置期間後) | 連帯保証人・ 貸付利率 |
|------------|-------------------|--|---|---|------------------------------|
| 総合支援資金 | 生活支援費 | 生活再建までの間に必要な生活費用 ※貸付期間原則3カ月、最長12カ月以内 ※原則、自立相談支援事業の利用を要件とする | (二人以上) 月 20万円以内 (単身) 月 15万円以内 | 据置：最終貸付日から6カ月以内 償還：10年以内 | 原則必要 (連帯保証人なしでも貸付可) |
| | 住宅入居費 | 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ※原則、自立相談支援事業の利用を要件とする | 40万円以内 | | |
| | 一時生活再建費 | 生活を再建するために一時的に必要な費用 ※原則、自立相談支援事業の利用を要件とする | 60万円以内 | | |
| 福祉資金 | 福祉費 | 日常生活上または自立生活に資するため に一時的に必要な経費（以下例示） ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計維持経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・冷暖房機器等の購入設置に必要な経費 | 資金用途により 580万円以内 | 据置：全て最終貸付日から6カ月以内 償還：資金用途により、3~20年以内 | 連帯保証人有⇒無利子 無⇒年1.5% |
| | 緊急小口資金 | 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となつた場合に必要な少額の費用 ※原則、自立相談支援事業の利用を要件とする | 10万円以内 | 据置：貸付日から2カ月以内 償還：12カ月以内 | 不要 無利子 |
| 教育支援資金 | 教育支援費 | 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 | (高校)月3.5万円以内 (高専・短大)月6万円以内 (大学)月6.5万円以内 | 据置：卒業後6カ月以内 償還：原則10年 (最長20年以内) | 原則不要 ※世帯内で連帯借受人が必要 無利子 |
| | 就学支度費 | 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校の入学に際し必要な経費 | 50万円以内 | | |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金 | 高齢者が所有する一定の居住用不動産を担保とした生活費 | 土地の評価額の70%程度 月額30万円以内 | 据置：契約終了後3カ月以内 償還：据置期間終了時 | 必要利子年3%又は長期プライムレートのいざれか低い利率 |
| | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | 要保護の高齢者が所有する一定の居住用不動産を担保とした生活費 | 土地・建物の評価額の70%(集合住宅は50%)程度 生活扶助額の1.5倍以内 | | 不要利子は同上 |

[問い合わせ先 千葉市社会福祉協議会区事務所]

2 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を失った方又はそのおそれのある方に対し、有期で住居確保給付金を支給するとともに、安定した就職の支援をします。

[問い合わせ先 各保健福祉センター社会援護課

(中央区、若葉区においては社会援護第一課)]